



令和4年度 薬物乱用対策推進地方本部全国会議

# 薬物乱用防止教育の推進 について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

## 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

### （1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

- 薬物乱用防止教育の内容の充実強化
- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 学校と警察等関係機関・団体との連携強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上
- 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進

### （2）有職・無職少年に対する啓発の強化

- （3）家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化
- （4）海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進
- （5）広報・啓発の強化
- （6）広報・啓発活動による効果検証の推進

## 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

## 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

## 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

## 目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

# 都道府県教育委員会等に対する指導

第五次薬物乱用防止五か年戦略の策定を受け、薬物乱用防止教育の充実について徹底するよう指導  
(平成30年12月、初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡)

## <薬物乱用防止教育の内容の充実強化>

- 1 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。
- 2 児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人現関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

## <薬物乱用防止教室の充実強化>

- 3 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。
- 4 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられること。

## <学校と警察等関係機関・団体との連携強化>

- 5 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。

## <研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上>

- 6 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

## <大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進>

- 7 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が作成・配布している「薬物のない学生生活のために」が活用できること。

## 薬物乱用防止教育に関する取組

### ○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）第9節体育

<内容>

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

<内容の取扱い>

薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚醒剤等についても触れるものとする。

### ○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第7節保健体育

<内容>

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

<内容の取扱い>

心身への急性影響及び依存症について取り扱うこと。また、薬物は、覚醒剤や大麻等を取り扱うものとする。

### ○高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）第6節保健体育

<内容>

喫煙と飲酒は、生活習慣病などの要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

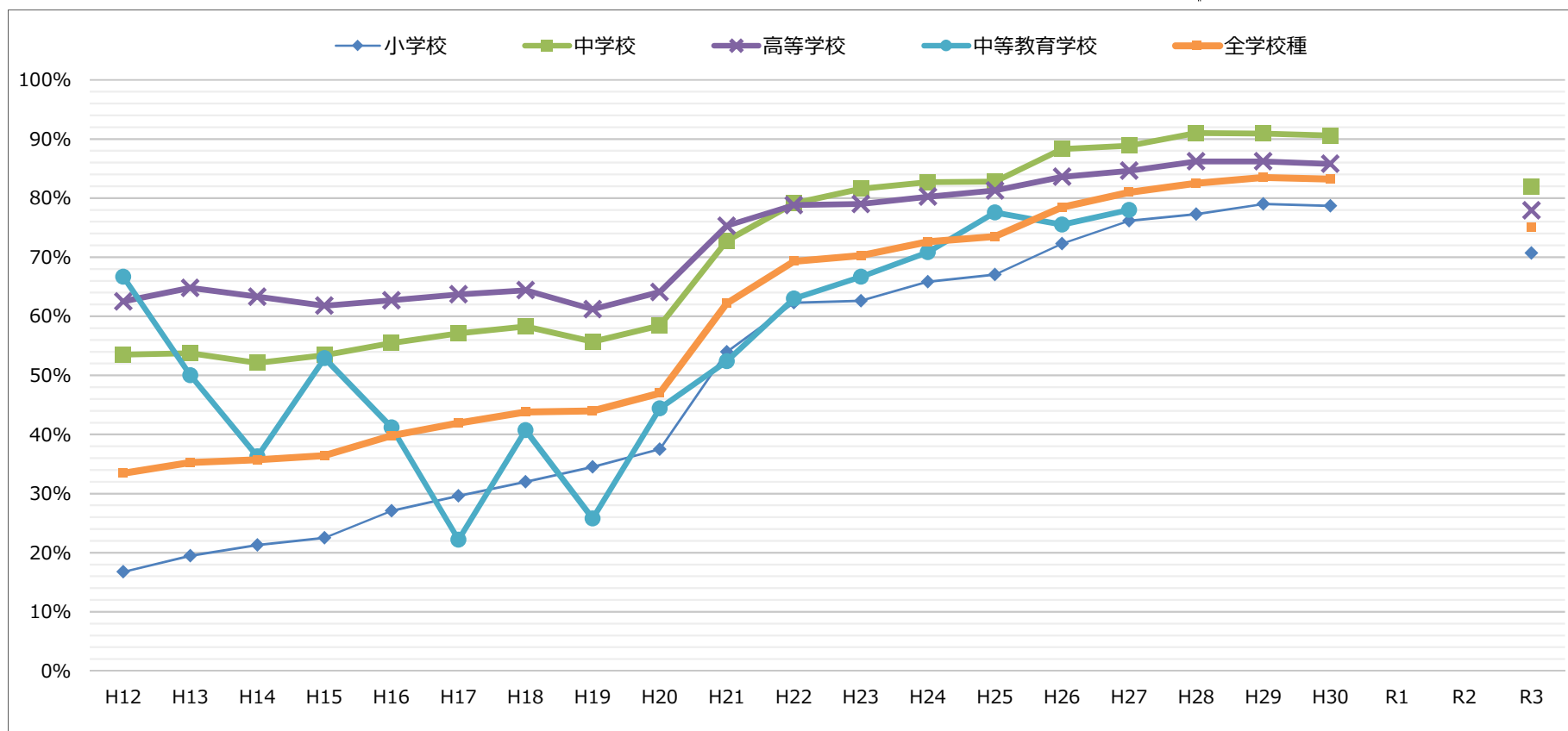
<内容の取扱い>

薬物については、麻薬、覚醒剤、大麻等を取り扱うものとする。

# 薬物乱用防止教室開催率の推移

(%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全学校種	33.4	35.3	35.7	36.4	39.8	41.9	43.8	44.0	47.0	62.2	69.3	70.3	72.6	73.5	78.4	81.0	82.5	83.5	83.2	-	-	75.0
小学校※2	16.8	19.5	21.3	22.5	27.1	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9	67.1	72.3	76.2	77.3	79.0	78.7	-	-	70.7
中学校※2	53.5	53.8	52.1	53.4	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7	82.8	88.3	88.9	91.0	90.9	90.6	-	-	81.9
高等学校※2	62.5	64.8	63.3	61.8	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2	81.3	83.6	84.6	86.2	86.2	85.8	-	-	77.9
中等教育学校※2	66.7	50.0	36.3	52.9	41.2	22.2	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8	77.6	75.5	78.0	-	-	-	-	-	-



※1 平成22年度は、岩手県（公立）、宮城県（私立）、福島県（公・私立）、仙台市は含まず。  
 ※2 平成28年度から、義務教育学校前期は小学校、義務教育学校後期及び中等教育学校前期は中学校、中等教育学校後期は高等学校に分類して集計。  
 ※3 令和元年度、2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催状況調査は未実施。

# 依頼した講師の職種

(校) ※ ( )内は割合

職 種	全 体		小学校等		中学校等		高等学校等	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
警察職員	9,038	(32.9%)	3,991	(27.6%)	3,310	(36.2%)	1,737	(44.5%)
麻薬取締官	113	(0.4%)	39	(0.3%)	36	(0.4%)	38	(1.0%)
学校薬剤師等薬剤師	8,643	(31.4%)	5,568	(38.5%)	2,451	(26.8%)	624	(16.0%)
学校医等医師	513	(1.9%)	304	(2.1%)	172	(1.9%)	37	(0.9%)
矯正施設職員	214	(0.8%)	24	(0.2%)	104	(1.1%)	86	(2.2%)
保健所職員	818	(3.0%)	436	(3.0%)	280	(3.1%)	102	(2.6%)
精神保健福祉センター職員	42	(0.2%)	15	(0.1%)	15	(0.2%)	12	(0.3%)
税関職員	184	(0.7%)	40	(0.3%)	92	(1.0%)	52	(1.3%)
大学教員等	406	(1.5%)	135	(0.9%)	126	(1.4%)	145	(3.7%)
薬物乱用防止指導員 (※ 1)	1,003	(3.6%)	570	(3.9%)	315	(3.4%)	118	(3.0%)
民間団体等構成員 (※ 2)	1,984	(7.2%)	1,224	(8.5%)	594	(6.5%)	166	(4.3%)
造けいの深い指導的な教員 (※ 3)	1,910	(6.9%)	793	(5.5%)	803	(8.8%)	314	(8.0%)
その他 (※ 4)	2,631	(9.6%)	1,309	(9.1%)	848	(9.3%)	474	(12.1%)
合 計	27,499	(100.0%)	14,448	(100.0%)	9,146	(100.0%)	3,905	(100.0%)

※ 1 薬物乱用防止指導員…各都道府県に設置された薬物乱用防止のための指導員（保護司、教育関係者等）

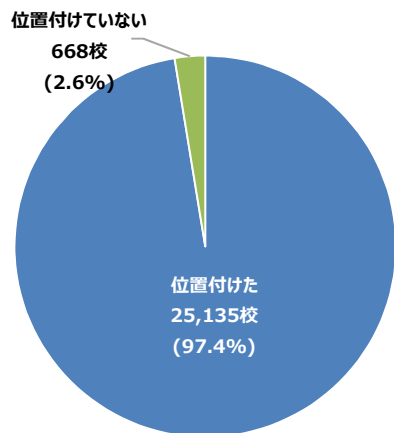
※ 2 民間団体等構成員…ライオンズクラブ等の社会奉仕団体等構成員

※ 3 造けいの深い指導的な教員…薬物乱用防止教育等に造けいの深い指導的な教員

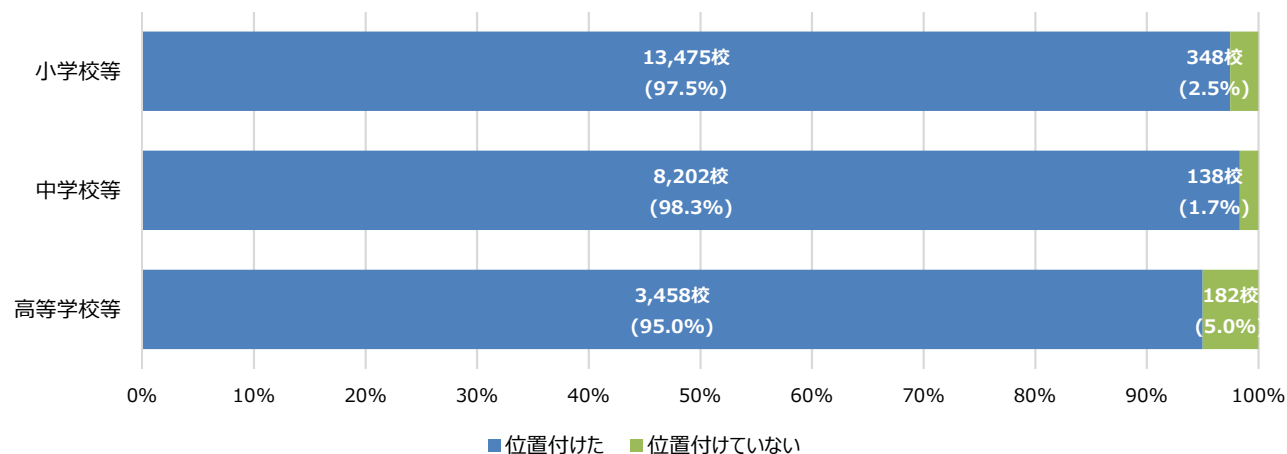
※ 4 その他…青少年補導員、社会復帰施設職員、家庭裁判所職員等

# 薬物乱用防止教室の学校保健計画への位置付け

学校保健計画への位置付け（全体）

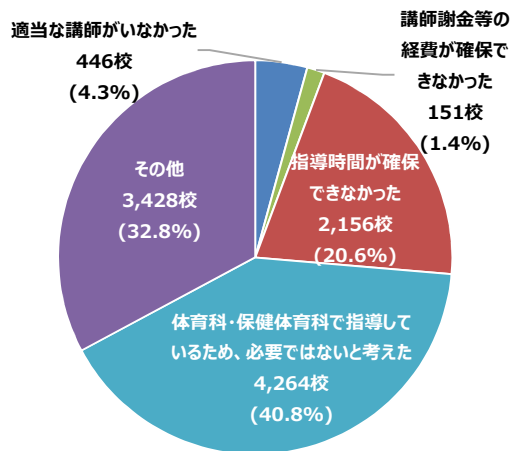


学校保健計画への位置付け（学校段階別）

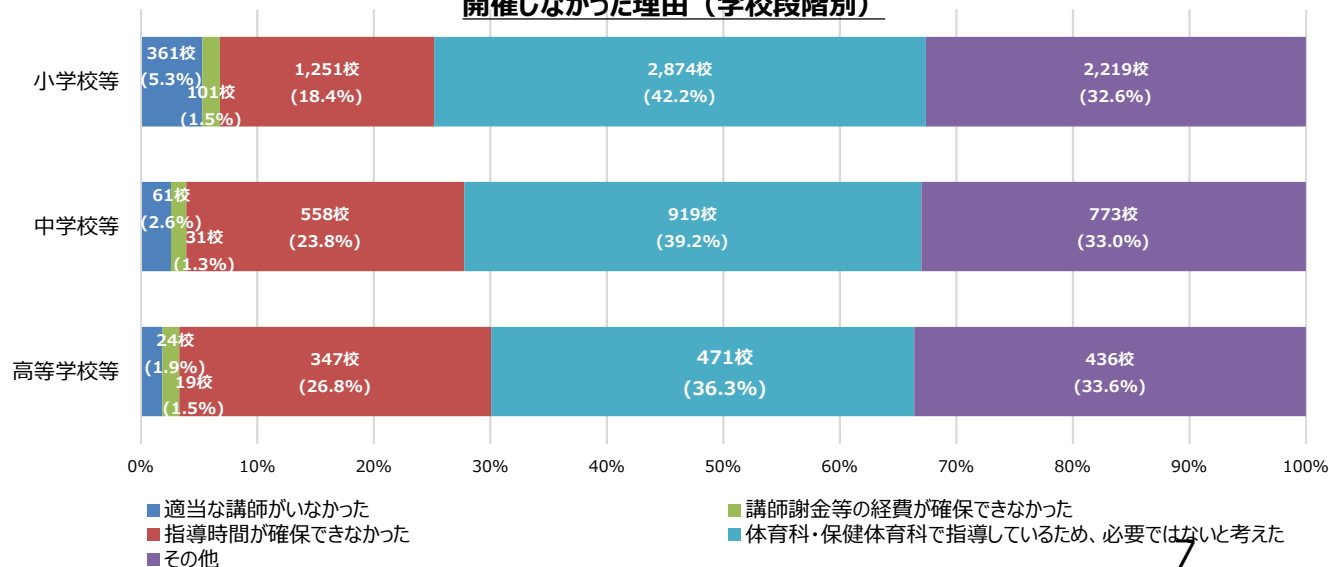


# 薬物乱用防止教室を開催しなかった理由

開催しなかった理由（全体）



開催しなかった理由（学校段階別）



## 研修等を通じた指導方法・資質向上に関する取組

### ○研究協議会の開催

教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」及び「学校環境衛生・薬事衛生研究協議会」において、薬物乱用防止教育の実践事例の発表を行い、研究協議を行っている。

### ○指導参考資料の作成

(公財)日本学校保健会を通じて、小・中・高等学校を対象とした「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」及び薬物乱用防止教室を開催する際の留意点や実践事例を紹介した「薬物乱用防止教室マニュアル」を作成している。

令和元年度は指導参考資料小学校編を、令和2年度は中学校編を、令和3年度は高等学校編を改訂。



指導参考資料  
小学校編



指導参考資料  
中学校編



指導参考資料  
高等学校編

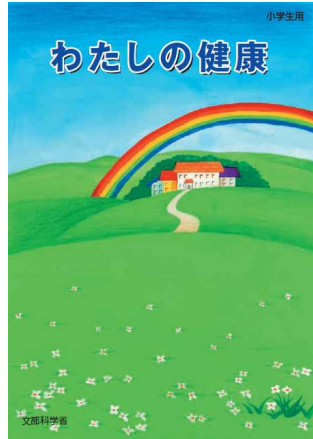


薬物乱用防止教室  
マニュアル



# 薬物乱用防止の啓発推進の取組

## ○小学生、中学生、高校生用の啓発教材の配布



## ○学生向け、保護者向けの薬物乱用防止読本の配布



## ○大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の配布

